介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書（従来型）

（令和8年6月1日現在）

当事業所は、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、料金等、契約上ご注意いただきたいことは次の通りです。

1．事業所の概要

（1）提供できるサービスの種類

名　　称	あすみの丘ショートステイ
所　在　地	千葉県四街道市大日１６２３－１
事業者番号	併設型短期入所生活介護（千葉県第1273300168号）
管　理　者	管理者　　福島舞子

（2）職員体制　　※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　種	指定基準
１　管理者	１名
２　医師	必要数
３　生活相談員	1名
４　介護職員	７名以上
５　看護職員	１名以上
６　管理栄養士	１名
７　機能訓練指導員	１名

（3）居室・設備の概要　（定員　２０名）

静養室・相談室・機能訓練室・談話室・食堂

浴室（個人浴・一般浴・チェアー浴・特殊機械浴）

居室について

居室の種類	室　　数	備　　考
個室（１人部屋）	４　室	東　棟　２　階
４人部屋	３　室	東　棟　２　階
４人部屋	１　室	本　館　２　階
合　　計	８　室	

※　当事業所では上記の居室をご用意しています。但し、ご契約者や他の利用者の心身の状況、居室の空き状況に応じて、居室の決定、移動をいたします。

2. サービス内容

① 送迎

ご家族が希望される場合は、当事業所の送迎を利用できます（日曜日を除く）。ただし、通常の送迎実施地域については、四街道市内とさせていただきます。

送迎時間　平　日　入所　9:30頃～10:30頃　退所　16:00頃～17:00頃

※ 毎回利用前の日の夕方に、入所・退所の確認のお電話を入れさせていただきます。
※ 送迎時間は、配車の都合、地域、ご本人の健康状態等により大きくずれることもございますので、あらかじめ担当相談員とご相談下さい。

② 食事

当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）朝食8：00～9：00　　昼食12：00～13：00　　夕食17：30～18：30

（特別食の提供）

ご契約者のケアプランに基づき特別治療食（介護保険適用）を提供させていただきます。

※ 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓食、肝臓食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、すい臓食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食、（単なる流動食及び軟食を除く）を提供します。

③ 入浴

ご契約者の心身の状況に合わせて、3種類の浴槽からお選びいただけます。
入浴回数はご利用の日数に応じて入浴していただけます。（週2回以上）

④ 介護

ケアプランを作成し、ご契約者の心身の状況に合わせて、安心して生活できるよう介護を行います。

⑤ 機能訓練

日常生活のなかでご利用者の心身等の状況に応じたリハビリを行っていきます。

⑥ 生活相談

生活相談員が利用の相談事に対応します。

⑦ 健康管理

看護職員が健康管理にあたります。

⑧ 特別な食事の提供

ご利用者のケアプランに基づき特別な食事を提供させていただきます。
（但し、ご本人の健康状態等によりご希望に添えないこともございます。）

⑨ 理美容サービス
月1回～2回ご利用いただけます。なお、理髪・美容サービスの利用料金は実費負担となります。

⑩ レクリエーション

レクレーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

⑪ 洗濯

ご家族に代わり、施設内において洗濯を行っております。

⑫ 貸衣類
利用期間中の衣類についてはあすみの丘の衣類もご用意させいただきます。（実費負担）

⑬ 訪問歯科サービス
訪問歯科のサービスが受けられます。入れ歯の作成等もできます。
（訪問歯科の料金表による実費負担となります。）

⑭ ホーム販売（2週間に1回）
近所の売店が日用雑貨やお菓子などを当事業所内で出張販売してくれます。
（ご利用は実費負担となります。）

⑮ あすみの丘広場
当事業所では四季折々の花々を敷地内にて、入居者の皆さんに楽しんでいただけます。

3．利用の中止

以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。
・利用者が中途退所を希望した場合
・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
・利用中に体調が悪くなった場合
・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合
利用途中にサービスを中止して退所する場合の料金は、退所日までの日数を基に計算します。

4．支払い方法

毎月月末に利用料を締め、翌月の２７日にご指定の口座より引き落としになります。契約時に自動引き落としの手続きをお願いいたします。

5. 料金

（1）介護保険給付対象サービス
自己負担分はサービス利用料金の１割～3 割です。
※利用料金は５級地加算（1 単位＝10.55 円）
（2）介護保険給付対象外サービス
食費・住居費等の、実費負担分があります。
※詳細については料金表にてご確認ください。

6. サービスの利用方法

（1）サービスの利用申し込み
① まずは、お電話でお申し込みください。
ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は２ケ月前からできます。
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
② 診断書の提出
連続して4週間以上の利用は在宅利用診断書の提出してください。
※診断書作成にかかる費用は実費負担となります。
（2）サービス利用契約の終了
① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合
実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。
② 自動終了
お客様が介護保険施設等に入所した場合
介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
※この場合に限り、予約を有効にしたまま契約条件を変更して再度契約することができます。
お客様がご利用不可能な状態となった場合等
③ その他
お客様やそのご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は1ケ月前までに文書で通告することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

7. 運営の方針

この施設は施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになることを目指します。更に、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスを提供いたします。施設は、明るく家庭的な雰囲気を保ち、地域や家族との結びつきを重視した運営をいたします。

（１）サービス利用のために

事　項	有　無	備　　考
従業員への研修の実施	有	職員技術向上のための研修を行っています。
サービスマニュアルの作成	有	
変更・追加の申込方法	有	相談員にご相談ください。

（２）サービス利用に当たっての留意事項

・面会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎日　９：００～１７：４５までです。
※感染症対策等の理由により中止または時間を制限させて頂く場合がございます。
・外出、外泊・・・・・・・・・・・・・・・・前もって相談員にご相談下さい。
・設備、器具の利用・・・・・・消耗品については別途実費をいただきます。
・施設外での受診・・・・・・・・緊急時以外はご家族にお願いいたします。
・宗教活動・・・・・・・・・・・・・・・・・原則禁止となっています。
・ペット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原則禁止となっています。
・飲酒、喫煙・・・・・・・・・・・・・・・・原則禁止となっています。

８．救急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。
※ 緊急時の搬送については実費負担となります。　〔料金表をご参照ください。〕

９．非常災害対策

消防法第８条第１項に基づき、消防・防災計画を作成し、防災設備の設置、避難訓練等、非常災害時に対して万全の対策を行います。

防火責任者　　伊藤　光一

１０．サービス内容に関する相談・苦情

①　当事業所ご利用相談・苦情担当
相談・苦情受付担当　　相談員　　勝山美智恵
相談・苦情解決責任者　　施設長　　福島舞子
あすみの丘ショートステイ
電話　　０４３－４２１－５１８８（午前９時から午後５時４５分まで）
ＦＡＸ　　０４３－４２１－５１８９
※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

② 当事業所以外の市町村の相談・苦情窓口

四街道市高齢者支援課	０４３－４２１－６１２７
千葉県国民健康保険団体連合会	０４３－２５４－７４０９

１１． 当法人の概要

所　在　地	千葉県四街道市大日１６２３－１
名　　称	社会福祉法人　　勝　曼　会
代表者役職氏名	理　事　長　　岡田　哲明
定款の目的に定めた事業	第 １ 種　社会福祉事業
	第 ２ 種　社会福祉事業

指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供いたします。

施設・拠点等

特別養護老人ホームあすみの丘	５０床
あすみの丘ショートステイ	４０床（従来型２０床・ユニットケア型２０床）
あすみの丘デイサービスセンター	３０名
居宅介護支援事業所	１ヶ所
ケアハウスろうたす	３０名

１２．協力医療機関

医療機関の名称	下野医院
所在地	〒284-0005　千葉県四街道市四街道2-17-16
電話番号	043-432-2308

医療機関の名称	四街道徳洲会病院
所在地	〒214-0111　千葉県四街道市吉岡1830-1
電話番号	043-214-0111

医療機関の名称	大賀医院
所在地	〒260-0007　千葉県千葉市中央区1-12-5
電話番号	043-225-5060

利用料金表

① 施設利用料 （基本サービス料金）

介護度	基本単位	１日の利用料	１日の自己負担額の目安		
			１割負担	２割負担	３割負担
要支援１	451	4,758円	476円	952円	1,428円
要支援２	561	5,918円	592円	1,184円	1,776円

② その他加算

加　算　項　目	基本単位	利用料	利用者負担の目安		
			１割負担	２割負担	３割負担
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100／月	1,055円	106円	211円	317円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200／月	2,110円	211円	422円	633円
機能訓練体制加算	12／日	126円	13円	26円	38円
個別機能訓練加算	56／日	590円	59円	118円	177円
看護体制加算（Ⅰ）	4／日	42円	5円	9円	13円
看護体制加算（Ⅱ）	8／日	84円	9円	17円	26円
看取り連携体制加算	64／日	675円	67円	135円	203円
口腔連携強化加算	50／回	527円	53円	106円	159円
医療連携強化加算	58／日	611円	62円	123円	184円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18／日	189円	19円	38円	57円
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	20／日	211円	22円	43円	64円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200／日	2,110円	211円	422円	633円

若年性認知症入所者受入加算	120／日	1,266円	127円	254円	380円
送迎加算	184／片道	1,941円	195円	389円	583円
緊急短期入所受入加算	90／日	949円	95円	190円	285円
長期利用者に対する減額	30／日	316円	32円	64円	95円
療養食加算 （朝、昼、夜１日３回を限度）	8／回	84円	9円	17円	26円
在宅中重度者受入加算（１）	421／日	4,441円	445円	889円	1,333円
在宅中重度者受入加算（２）	417／日	4,399円	440円	880円	1,320円
在宅中重度者受入加算（３）	413／日	4,357円	436円	872円	1,308円
在宅中重度者受入加算（４）	425／日	4,483円	449円	897円	1,345円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3／日	31円	4円	7円	10円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4／日	42円	5円	9円	13円
サービス提供体制加算（Ⅰ）	22／日	232円	24円	47円	70円
サービス提供体制加算（Ⅱ）	18／日	189円	19円	38円	57円
サービス提供体制加算（Ⅲ）	6／日	63円	7円	13円	19円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100／月	1,055円	106円	211円	317円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10／月	106円	11円	22円	32円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の 16.3％を加算				
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の 17.6％を加算				
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の 15.9％を加算				
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の 24.9％を加算				
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の 17.2％を加算				
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 13.6％を加算				
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 11.3％を加算				

生活機能向上連携加算（Ⅰ）

訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言をうけた上で、機能訓練指導員等が、生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。

理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状況を把握した上で、助言を行うこと。

リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画進捗状況を３月ごとに１回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。

生活機能向上連携加算（Ⅱ）

訪問・通所リハビリテーションの理学療法士等が利用者宅を訪問して行う場合又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が訪問して行う場合※個別機能訓練加算を算定している場合は、100単位／月

機能訓練体制加算

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を１名以上配置し、かつ理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を 100 で除した数以上配置している。

個別機能訓練加算

専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置していること。

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成していること。

個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、計画的に利用している者に対しては、その後３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

看護体制加算（Ⅰ）

常勤の看護師を１名以上配置していること。

看護体制加算（Ⅱ）

看護職員を常勤換算方式で入所者数が 25 又はその端数を増す毎に１名以上配置していること。

事業所の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24 時間の連絡体制を確保していること。

看取り連携体制加算

次のいずれかに該当すること。

（1） 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定していること。

（2） 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24 時間の連絡体制を確保していること。

・看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し同意を得ていること。

※死亡日及び死亡日前日３０日以下について、７日を限度。

口腔連携強化加算

事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医
療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、１月に１回に限り所定退
位数を加算。

歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者から相談等に
対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている事。

医療連携強化加算

事業所要件

- 看護体制加算（Ⅱ）を算定していること。
- 急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。
- 主治医と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。
- 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。

利用者要件

- 喀痰吸引を実施している状態。
- 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態。
- 中心静脈注射を実施している状態。
- 人工腎臓を実施している状態。
- 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態。
- 人口膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態。
- 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態。
- 褥瘡に対する治療を実施している状態。
- 気管切開が行われている状態。

夜勤職員配置加算（Ⅱ）

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を１人以上上回っていること。

夜勤職員配置加算（Ⅳ）

夜勤職員配置加算（Ⅱ）を算定していることに加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引などの実施ができる介護職員を配置していること（この場合登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要）。

認知症行動・心理症状緊急対応加算

認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者であること。（利用開始日から起算して７日を限度として算定可）

若年性認知症入所者受入加算

受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めていること。（認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定不可）

送迎加算

利用者の心身の状態、家族の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行う場合。

緊急短期入所受入加算

利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を

受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。
短期入所生活介護を行った日から起算して７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は１４日）を限度とする。

長期利用者に対する減額

長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合
連続して３０日を越えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合、所定単位数から減算を行う。

療養食加算

食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事が提供されていること。
医師の発行する食事箋に基づき提供されていること。

在宅中重度者受入加算

（１）看護体制加算（Ⅰ）を算定し（看護体制加算（Ⅱ）を算定していない場合に限る）、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合。
（２）看護体制加算（Ⅱ）を算定し（看護体制加算（Ⅰ）を算定していない場合に限る）、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合。
（３）看護体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）をいずれも算定し、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合。
（４）看護体制加算を算定せず、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合。

認知症専門ケア加算（Ⅰ）

施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者が占める割合が２分の１以上。
認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が２０人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が２０人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

認知症専門ケア加算（Ⅱ）

認知症専門ケア加算の（Ⅰ）の基準をいずれも適合すること。
認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

サービス提供体制加算（Ⅰ）

サービス提供体制強化加算は限度額管理の対象外となります。
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が８０％以上であること。
勤続１０年以上介護福祉士３５％以上であること。

サービス提供体制加算（Ⅱ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が６０％以上であること。

サービス提供体制加算（Ⅲ）

以下のいずれかに該当すること。
① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が５０％以上であること。
② 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が７５％以上であること。

③ 短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の占める割合が３０％以上であること。

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

・（Ⅱ）の用件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。
・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
・職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。
・１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
・見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入していること。
・１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

介護職員等処遇改善加算

介護職員処遇改善加算は、限度額管理の対象外です。
介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うとともに、当該計画に基づき、適切な措置を講じ、実施した場合に加算されます。

介護職員等処遇改善加算　（1位）　1か月の施設利用総単位数の 16.3％
介護職員等処遇改善加算　（Ⅰロ）　1ヶ月の施設利用総単位数の 17.6％
介護職員等処遇改善加算　（Ⅱイ）　1ヶ月の施設利用総単位数の 15.9％
介護職員等処遇改善加算　（Ⅱロ）　1ヶ月の施設利用総単位数の 17.2％
介護職員等処遇改善加算　（Ⅲ）　1ヶ月の施設利用総単位数の 13.6％
介護職員等処遇改善加算　（Ⅳ）　1ヶ月の施設利用総単位数の 11.3％

（2）介護保険給付対象外サービス（実費負担）

食費	￥1,485	１日あたり	※低所得者対策制度あり

住居費（滞在費）	￥９１５	１日あたり	※低所得者対策制度あり
理美容代	実費	１回につき	顔そり実費
貸衣類代	￥１００	１日につき	
買い物サービス	￥７５０	30分につき	
個人的に必要な消耗品	実費	使用分	看護上必要な衛生材料費を含む
破損による弁償	実費		

四街道市以外の送迎

四街道市以外のお客様で送迎を利用された場合	**送迎加算＋実費**	あすみの丘より直線距離１ｋｍにつき１００円 例　直線距離５ｋｍの場合 迎え　１０ｋｍとなり1,０００円 送り　１０ｋｍとなり1,０００円 合計　2,０００円実費負担

（３）緊急時及び特別時の搬送料金

	一時間につき
搬送用車両	¥2，５００
付き添い	¥1，１２０

※1　車両があすみの丘に到着した時点までの料金請求となります。（出発から到着まで）
※2　救急車で搬送された場合、付き添い職員の料金をいただきます。

（４）低所得者対策について
住居費（滞在費）及び食費の減額を希望される方は、市町村の認定が必要となります。　（1日あたり）

	住居費（滞在費）	食費
利用者負担第１段階	¥0	¥300
利用者負担第２段階	¥430	¥600
利用者負担第３段階①	¥430	¥1,000
利用者負担第３段階②	¥430	¥1,300
利用者負担第４段階	¥915	¥1，485

指定短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

指定短期入所生活介護　あすみの丘ショートステイ

説明者職氏名　　相談員　　印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

同意年月日　　令和　　年　　月　　日

利用者住所

利用者氏名　　印

※　利用者本人が署名することが困難な場合、家族等の方に代行していただきます。

代理者住所

代理者氏名　　印

（続柄　　）

身元引受人住所

身元引受人氏名　　印

（続柄　　）